

分野	都市整備	施策	住宅
分野計画名称	住宅マスタープラン		行政経営戦略 参照ページ P55
施策の展開（大項目）	1 住宅の質の向上		
中項目	1 良質な住宅の誘導		分野計画参照ページ P41
関連する主な事業	令和4年度 の取組実績	分析・考察	
開発指導・確認經由事務事業 建築課	・長期優良住宅認定制度、住宅表示性能制度などのチラシを窓口へ配架するとともに、市のホームページに大阪府のホームページで同制度について掲載しているページのリンクを掲載した。	・引き続き、同制度の普及に向け、ホームページ等を活用し啓発を図っていく。	
中項目	2 良好な住宅・住環境の形成		分野計画参照ページ P42
関連する主な事業	令和4年度 の取組実績	分析・考察	
開発指導・確認經由事務事業 建築課	・市開発協議基準による開発協議25件、都市計画法開発許可7件に対し協議・指導した。	・引き続き、開発協議基準に基づく開発協議及び都市計画法に基づく開発許可の協議・指導を適切に進める。	
中項目	3 低炭素化の推進		分野計画参照ページ P43
関連する主な事業	令和4年度 の取組実績	分析・考察	
開発指導・確認經由事務事業 建築課	・住宅の省エネルギー化の誘導について、大阪府と連携して窓口にチラシ配架及び市ホームページで大阪府ホームページのリンクを掲載した。	・大阪府と連携して引き続き、ホームページ等を活用し啓発を図っていく。	
温暖化対策事業 環境政策課	・「未来を守る！エネルギー日記」を紙媒体とホームページからダウンロード可能な電子媒体で実施するとともに、市主催イベントでの周知活動を行い、408世帯（前年度比+7世帯）が取り組んだ。 また、中学生を対象とした職種体験プログラムの中で「未来を守る！エネルギー日記」のPR方法のアイデアを募り、エネルギー日記の参加者募集のホームページにリンクするQRコード入りの募集カードを作成した。 ・グリーンカーテンコンテストを実施し、個人27点、団体・事業者12点の計39点（前年度比-5点）の応募があった。	・今後もより幅広い世帯に取組んでもらえるよう、HPや広報誌に加え、募集カードの活用や市主催イベント等での周知を検討する。 ・グリーンカーテンコンテストについては、引き続き、広報紙やホームページ等を通じ周知していく必要がある。	

分野	都市整備	施策	住宅		
分野計画名称	住宅マスタープラン			行政経営戦略 参照ページ	P55

施策の展開（大項目）	2 安全・安心の確保					
KPI (指標)	民間住宅の耐震診断件数（累計）					
	推移の方向性	基準値	令和2年度 結果	令和3年度 結果	令和4年度 結果	目標値 (令和7年度)
	増加	16件	26件	36件	50件	90件
KPI (指標)	空家等への指導、助言回数（累計）					
	推移の方向性	基準値	令和2年度 結果	令和3年度 結果	令和4年度 結果	目標値 (令和7年度)
	増加抑制	10回	36回	54回	75回	50回

中項目	1 震災・空家対策			分野計画参照ページ	P45
関連する主な事業	令和4年度 の取組実績		分析・考察		
震災対策推進事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断14件、耐震改修1件、除却2件、ブロック塀撤去4件の補助を実施した。</li> <li>固定資産税課が送付する税納付通知書に啓発チラシを同封した。</li> <li>市役所で啓発パネル展を実施した。</li> <li>NPO法人主催の住宅耐震化の個別相談会を市役所で実施した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年大阪北部地震以降、所有者からの相談、補助申請ともに多く耐震意識の変化がみられていたが、年数が経過し低調であるため、大阪府等と連携した啓発の実施が必要である。</li> </ul>		
特定空家対策事務事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家法による管理促進助言を21件に対して実施し、8件が改善された。</li> <li>特定空家等1件に勧告措置を実施した。</li> <li>広報紙で空き家の適正管理・利活用等の相談機会について情報発信するとともに、固定資産税課が送付する税納付通知書に啓発チラシを同封した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年大阪北部地震以降、空き家の通報・相談が多くなっている。</li> <li>所有者連絡により改善につながる事例が多くみられるが、複数相続人の合意形成が難しい場合等は解決に相当の時間を要する。</li> <li>所有者不明問題では相続登記義務化等に向け、国が法改正を実施（未施行）していることから、今後動向を注視していく必要がある。</li> </ul>		
開発指導・確認経由事務事業 建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣住民通報の空家法の対象とならない一部空き家の長屋10棟の家屋所有者に対して是正指導をし、7件が改善された。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、空き家所有者の適正管理意識の維持・向上、不動産事業者の相談機会について周知啓発していく必要がある。</li> <li>空家法では全戸空き家の長屋が対象であり、一部空き家の長屋は対象外のため、引き続き、法改正について大阪府を通じ国へ要望する。</li> </ul>		

中項目	2 個別事情に応じた住宅確保の支援		分野計画参照ページ	P46
関連する主な事業	令和4年度の取組実績	分析・考察		
<b>多世代同居・近居支援事業</b> 建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助実績は、住宅取得26件、転居12件、住宅リフォーム補助3件の補助を実施した。</li> <li>・制度周知をホームページに継続して掲載した。</li> <li>・転入者向けチラシを市民課で配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助実績は予算満額を執行した。ホームページ及び市民課配布のチラシでの周知が有効であり、引き続き制度周知を実施する。</li> </ul>		
<b>一般事務事業</b> 建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮者の住宅の確保と支援では、主に民間賃貸住宅の活用にあたり、ホームページで大阪府のOsakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）の支援制度情報等を発信した。</li> <li>・高齢者など住宅セーフティネットでは、大阪府、市の福祉部門等関係課及び居住支援事業者等が会員となる居住支援協議会で情報を共有した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援協議会を通じ、大阪府、市の福祉部門等関係課と情報を共有し、課題を整理していく必要がある。</li> </ul>		
<b>高齢者日常生活支援事業</b> 高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯を対象に民間賃貸住宅の家賃の一部を助成した。</li> <li>■支給件数：延べ262件（前年度比±0件）</li> <li>■助成額：28,724,200円（前年度比-716,300円）</li> <li>・広報せつ10月号で当該家賃助成について周知し、10月に7件の新規申請を受け付けた。</li> <li>・居住支援協議会に構成員として参画し、事例検討会を実施し、対応事例の共有を行った。</li> <li>・周知活動として、居住支援協議会のパンフレットを公民館や75歳到達者訪問等で配布。</li> <li>・居住支援協議会の後方支援として、「住まい探し協力店登録実施要綱」の作成や協議会開催のため、関係機関との連絡調整を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、高齢者の福祉サービスに関するパンフレットや広報紙で家賃助成制度を周知する。</li> <li>・高齢者の住宅確保支援を行う居住支援協議会の周知等、民間賃貸事業者や家主への理解を広げるため、建築部門とも連携していく必要がある。</li> </ul>		
<b>市営住宅管理事業</b> 資産活用課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火事により住宅を喪失した被災者（2世帯）へ緊急避難措置として政策空家を提供した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた市営住宅ストックの有効活用により、個別事情に応じた住宅確保の支援を進めていく必要がある。</li> </ul>		